

## 呉観光ブランド「Blue Land Kure」ブランドツール制作業務 に係る公募型プロポーザル募集要領

一般社団法人ツーリズムKURE（以下「当法人」という。）が「呉観光ブランド「Blue Land Kure」ブランドツール制作業務」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式で受託候補者を選定するため、募集要領を定める。

### 1 業務の目的

呉観光ブランド「Blue Land Kure」は、穏やかな瀬戸内海とともに発展してきた呉の歴史や文化、人々の暮らしを一つの世界観として捉え、国内外へ発信するもので、これにより観光地としての認知度向上、来訪動機の創出、地域関係者による一体的な取組の促進、観光消費の拡大及び地域経済への波及効果の創出を図るものである。

本業務は、呉観光ブランドの世界観を来訪前・滞在中・来訪後の各接点で一貫して伝えるため、動画及び写真素材を計画的に制作・蓄積し、公式サイト、SNS、観光ガイドブック、パンフレット、商談、メディア提供等に継続的に活用できるブランドツールとして整備することを目的とする。

なお、本業務の実施においては、専門的な知見と業務遂行能力を有する外部専門家に業務を委託することが効果的であることから、あらかじめ事業者を特定する公募型プロポーザルを実施する。

### 2 業務概要

- (1) 業務名  
呉観光ブランド「Blue Land Kure」ブランドツール制作業務
- (2) 業務場所  
当法人の指定する場所
- (3) 業務内容  
動画及び写真の制作、蓄積、整理並びに活用提案
- (4) 委託期間  
契約日から令和9年3月15日まで
- (5) 予算限度額（消費税及び地方消費税額を含む。）  
4,000千円

### 3 業務の基本方針

- (1) ブランドの世界観を一貫して表現すること  
Blue Land Kure 観光ブランド戦略を参考にし、ブランド名「Blue Land Kure」、スローガン「想いをつなぐまち、瀬戸内の呉。」及びブランドメッセージを踏まえ、穏やかな瀬戸内海とともに発展してきた呉の歴史、文化、人々の暮らしを一つの世界観として表現すること。
- (2) 「青の風景」を意識すること  
ブランドロゴが表す、穏やかな海、水面に揺らぐ波、瀬戸内の島々、呉を囲む峰々、海風やゆるやかな流れを意識し、呉を印象づける「青の風景」が伝わる映像・写真とすること。
- (3) 観光資源を体験として伝えること  
観光資源を単体で紹介するのではなく、海、港、島、山並み、町並み、食、人の営みがつながり、来訪者が呉のまちに自然に迎え入れられる体験として伝えること。
- (4) 日常の呉を丁寧に切り取ること  
過度な演出や観光地然とした表現に偏らず、呉に日常として存在する風景、光、海、坂、港、商店街、島しょ部、人の営み、何気ない会話や時間の流れを丁寧に切り取ること。
- (5) 継続的に活用できる素材とすること  
公式サイト、SNS、観光ガイドブック、パンフレット、商談資料、広告、メディア提供、事業者による情報発信等に二次利用しやすい形式で制作・整理すること。

### 4 業務の仕様

- (1) 企画設計及び撮影計画の作成

当法人と協議の上、業務実施計画書及び撮影計画書を作成すること。

- ア 撮影計画には、撮影テーマ、場所、時期、内容、体制、必要な調整事項、納品予定等を記載すること。
- イ 撮影は、当法人が指定する時期、場所、イベント等に対応し、季節、天候、施設公開日、事業者の都合等に応じて柔軟に日程調整を行うこと。
- ウ 現地撮影は、概ね15日以上を目安として、必要な撮影回数、体制及び方法を提案すること。
- エ 撮影に当たっては、港町の歴史、食、島しょ部の癒し、レトロ・ノスタルジー、人・暮らし等を重点テーマとし、海、港、島、まちなみ、食、人の営みがつながる「Blue Land Kure」らしい体験として表現すること。

## (2) 動画制作

呉観光ブランドの世界観を伝えるブランドPVを制作するとともに、SNS等で継続的に発信できるショート動画を多数制作・蓄積すること。

区分	内容	想定数量
プロモーションビデオ	呉観光ブランドの世界観を伝える横型動画。 日本語版及び英語版を制作すること。	2～3分程度×2本
プロモーションビデオ（短尺）	公式サイト、商談、イベント、広告等で活用しやすい短尺動画。横型及び縦型で作成すること。	10～60秒程度×3本以上
SNS用ショート動画	SNS等で活用できる縦型動画。港、海、食、島しょ部、レトロ、人、体験、アクセス、季節等、複数テーマで制作すること。	10～30秒程度×10本以上
動画素材データ	将来の再編集、広告、メディア提供等に活用できる動画素材を整理して納品すること。	60カット以上

## (3) 写真制作

ガイドブック、公式サイト、SNS、パンフレット、広告、メディア提供、旅行会社向け資料等に活用できる呉観光ブランドの世界観を伝える写真素材を制作・蓄積すること。

区分	内容	想定数量
写真素材	エリア別のスポット写真、グルメ、体験型観光、イベント、観光プレーヤー等を撮影すること。横型及び縦型で作成すること。	300点以上
重点カット	ガイドブック、広告、公式サイトのビジュアル等で使用できる品質の写真。観光ブランド「Blue Land Kure」の世界観が伝わる代表的な写真とすること。	60点以上

## (4) 素材整理及び管理台帳の作成

制作・撮影した動画及び写真素材は、今後の活用を想定し、媒体別、用途別、テーマ別、エリア別等に整理してデータで納品すること。

また、撮影日時、撮影場所、利用条件、肖像権・施設許諾の状況、推奨用途、キーワード、関連するブランド要素等を整理した素材管理台帳を作成すること。

(5) 動画及び写真の活用

制作・撮影した動画及び写真素材を活用した呉観光ブランド浸透に向けた取組を、当法人と協議の上、1件以上実施すること。

(例) メディアへの掲載、ノベルティーの作成など

(6) 権利処理等

ア 撮影許可、施設・事業者との連絡調整、肖像権・著作権等の権利処理に必要な対応は、当法人と協議の上、受託者が主体的に行うこと。

イ 人物、施設、商品、楽曲、フォント、ナレーション、イラスト、地図、既存素材等の使用に当たっては、第三者の権利を侵害しないよう必要な許諾を得ること。

ウ 成果物及び撮影した動画・写真素材の著作権は、原則として当法人に帰属するものとする。

エ 成果物は、当法人及び呉市が、観光振興、広報、広告、営業、商談、資料作成、公式サイト、SNS、パンフレット、メディア提供等において、一次利用及び二次利用とも無償で使用できるものとする。

(7) 報告書作成

業務終了時に、業務実績報告書を提出すること。

報告書には、制作物一覧、撮影実績、素材管理状況、ブランドコンセプトへの適合確認、動画及び写真素材の活用提案、今後の活用方針、課題及び改善提案を記載すること。

(8) 特記事項

仕様書に定めがない事情が生じた場合は、協議の上、決定する。

## 5 応募資格

次の要件を全て満たす者（ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は失格とする。）

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に基づく呉市の一般競争入札に参加させない措置を受けていないこと。
- (3) 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと
- (6) 消費税及び地方消費税並びに当法人と直接取引をする本店、支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (7) 代表者又は役員が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

## 6 審査及び評価基準

(1) 審査項目

ア 取組姿勢

イ 業務実績

ウ 業務体制

エ 業務執行計画

オ 業務執行内容

カ 見積額（積算内訳を含む）

※審査項目の詳細、審査の視点及び配点は、【別紙1】呉観光ブランド「Blue Land Kure」ブランドツール制作業務公募型プロポーザル審査要領のとおり

(2) 審査方法

呉観光ブランド「Blue Land Kure」ブランドツール制作業務プロポーザル審査委員会（オンライン開催）において、企画提案書及びプレゼンテーションにより審査する。

ただし、4者以上の提案があった場合は、企画提案書を審査し、総得点の高い順に審査会へ参加する3者を選定する。

(3) 候補者の決定

候補者は、提出された企画提案書とプレゼンテーション（オンライン開催）を基に決定する。

提案者が1者であった場合もプレゼンテーションを行い、最低基準点を満たす場合は、最優先候補者とする。

(4) 審査結果通知

審査結果は、審査終了後に全提案者に書面で通知し、当法人ホームページで公表する。候補者1位及び2位については、提案者名を公表する。

(5) その他

候補者が契約を締結しない場合は、次点候補者から順次、契約交渉を行い、合意に達した業者と契約を締結する。

## 7 質問・回答

質問がある場合は、【様式1】質問書を当法人宛にE-mailで提出すること。

令和8年5月29日（金）17時を期限とする。回答は、令和8年6月3日（水）までに呉市公式観光サイト「くれとりっぷ」に掲載する。

## 8 参加意向申出書等の提出及び資格審査

(1) 提出書類

① 参加意向申出書【様式2】

② 商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本(写し可) ※提出日の3ヶ月前までに取得したもの

(2) 提出先

〒737-0051

広島県呉市中央4丁目1-6 呉市役所9階

一般社団法人ツーリズムKURE

担当 加藤・村井

電話 0823-27-5090

(3) 提出方法

E-mail

(4) 提出期限

令和8年6月5日（金）17時まで

(5) 資格審査

参加資格要件を満たしているかの確認を行い、参加資格確認結果通知を行う。

## 9 企画提案書作成要領

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認められた者は、企画提案書等を提出すること。作成要領は【別紙2】呉観光ブランド「Blue Land Kure」ブランドツール制作業務企画提案書作成要領のとおり。

## 10 スケジュール

募集から委託契約締結までの日程は次のとおり

内容	期間等
募集要領の公表	令和8年5月22日（金） （呉市公式観光サイト「くれとりっぷ」に掲載）
質問の受付・回答	受付期限 令和8年5月29日（金）17時まで 回答は、6月3日（水）までに呉市公式観光サイト「くれと

	りっぷ」に掲載する。
参加意向申出書提出期限	令和8年6月5日（金）17時まで
参加資格確認結果通知	令和8年6月10日（水）まで
企画提案書等提出期限	令和8年6月12日（金）17時まで
提案説明会 ※オンライン開催 （プレゼンテーション）	令和8年6月19日（金）の当法人が指定する日時
受託候補者選定結果の通知	令和8年6月30日（火）まで
見積書の提出・委託契約締結	令和8年7月10日（金）まで

## 11 問合せ先

〒737-0051

広島県呉市中央4丁目1-6 呉市役所9階

一般社団法人ツーリズムKURE

担当 加藤・村井

電話 0823-27-5090

E-mail info-tk@tourism-kure.or.jp

## 12 その他

- (1) 企画提案に要する費用（企画提案書の作成に要する費用等）は全てプロポーザル参加者負担とする。
- (2) 提出書類は必要に応じて複写する。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 調査及び監査等  
当法人は、受託者の業務の適正を期するため、必要があると認めるときは、受託者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- (5) 第三者への再委託を禁止する。ただし、多言語対応等でやむを得ず再委託を行う場合は事前に当法人に許可を得ること。
- (6) 契約の中途解約等  
本件業務委託の実施において、業務遅延、市民とのトラブル等が発生し、改善の見込みがなく、本件業務委託の目的が著しく達成困難であると判断される場合には、協議の上、契約を中途解約することがある。